

島根原子力発電対策特別委員会中間報告

令和2年6月24日（水）

島根原子力発電対策特別委員会において、島根原子力発電所に関する調査を5月25日に行いましたので、その概要について、ご報告申し上げます。

初めに、「島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施及び固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備について」を議題とし、中国電力株式会社から説明を受け、質疑を行いました。

まず、サイトバンカ建物の巡視業務の未実施の問題について、中国電力からは、

本年2月に最初の事案が発覚したのち、社内で調査体制を敷き、可能な限り過去にさかのぼって、調査を行った結果、類似の事案が確認され、計8名の協力会社巡視員が、計32日間、土日、休日の巡視業務を怠っていたことが判明した。

現在のところ、調査はまだ直接的な原因の確認にとどまっているが、今後は、この問題発生に至った背景、社員の意識、組織・風土など、根本原因まで掘り下げて検討を行い、再発防止対策を最終的に策定する。

また、この根本的な原因分析については、外部の第三者機関による評価を受けていく予定にしている。

なお、現状で、根本的な原因分析に係る視点として、協力会社への業務管理への関与が不足していたこと、中国電力と、協力会社の、相互のコミュニケーションが不足していたこと、協力会社を含め、コンプライアンス最優先の意識、及び、原子力安全文化の意識の浸透についての関与が、不十分だったこと、協力会社において、管理者による業務管理が不足していたこと、という4点があると考えているなどの説明がありました。

次に、固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備について、実用炉規則、並びに保安規定においては、毎日1回以上、原子炉施設を巡視することと定められているが、固体廃棄物貯蔵所については、保安規定の要求事項を受け

て中国電力が定めた巡視点検要領書で、毎日1回建物の外観及び搬入口、出入口の施錠について巡視することとしていた。

また、内部の放射性廃棄物の保管状態は、2001年5月から、中央制御室からの遠隔監視用カメラによる確認とし、これを巡視と位置付けていた。この巡視点検要領書における巡視の定義を、島根1号機の廃止措置に伴い、2017年4月、「中央制御室からの遠隔監視では検知できないような漏洩の有無、異音・異臭等の、異常兆候を発見する」と改定していたにもかかわらず、引き続き内部の状態確認を、遠隔監視用カメラにより行っていたことが、齟齬として、今回保安規定違反になったものである。

しかしながら、保安規定の、別の条項に定めるところにより、1週間に1回貯蔵所内へ入り、全てのドラム缶の保管状況を確認し、3ヵ月に1回は保管量の確認も行っているため、安全上の問題はなかったものと考えている。

ただ、今回の指摘を中国電力としては嚴重に受け止めており、今後、巡視業務の再考も含めて、再発防止対策を検討していくことになると思っているなどの説明がありました。

質疑では、主なものとして、

サイトバンカ虚偽報告の類似事案について、協力会社から中国電力に一報が入ったのは3月25日で、事実が確定したのは3月31日だと聞いたが、なぜ、公表までに時間がかかったのか。なぜ最初に情報が入った時点で市民に公表しなかったのかとの質疑に対し、まだ事実が確定していない段階であったことや、ある程度、原因、そして再発防止対策の方向性などもまとめた上で公表するのが適切だと判断したものである。今後も事案によって、公表の時期や、内容については、しっかりと見極めながら、信頼向上につながるような対応をしてまいりたいとの答弁がありました。

また、原因分析のためにどのような手法を用いるかとの質疑に対し、「根本原因分析」は電力中央研究所という機関が定めた手法に基づき、組織、風土といったものまで、あらゆるところを掘り下げて調査をするという対応をとっているとの答弁がありました。

また、今後、第三者委員会に評価を受け、保安規定で要求されている巡視範囲、巡視方法の再検討をして、最適な巡視を実施したいとのことだが、最終的にはどのようなスケジュールで、どのように変えたいと考えているかとの質疑に対し、なるべく早急に対策を進めて取りまとめるつもりではあるが、根本原因分析にはある程度の日数がかかるため、現段階でいつ頃とは申し上げられない。対策の方向性、特に、固体廃棄物貯蔵所については、先般、原子力規制委員会の、更田委員長からも、「みずから過剰な要求をして、ほかの安全がおろそかになっている。むしろ適正な運営をして、本来果たすべき安全性の向上に人を回すべき」というご指摘もあったので、実態との齟齬をしっかりと確認して埋めていくという方向性になろうかと思っているとの答弁がありました。

また、再発防止対策の方針を示されているが、これは過去に不適切な事案が発生した際にも言われていたことだと思う。これでは言い訳にしか聞こえず、市民の皆さんの理解を得にくいのではないか。もっと重大な対応を取られるべきだと思っている。なぜ同じようなことをまた示されるのかとの質疑に対し、確かに今回の再発防止対策は、これまでも示してきたものである。私ども社員は日々安全文化の意識向上に努めながら業務をしているが、今回、協力会社で起こっているという実態を踏まえると、まだまだ構内の全員に意識が浸透していなかったと思っている。安全文化醸成の最中に何回もこのようなつまづきを起こしており、まさしく皆様方の信頼を裏切っているわけだが、今回の問題を契機に協力会社を含め、社員も原点に戻って、さらなる意識の浸透を進めていきたい。再度また1つ1つ対応してまいりたいとの答弁がありました。

また、この巡視業務は協力会社に委託をしておられるものだが、中国電力自体がこの業務を軽視しているというか、これぐらいの巡視なら、協力業者に委託しても、大丈夫ではないかという意識があるのではと感じられる。巡視を全て中国電力がしなさいというわけではないが、その後のチェックなど、中国電力の職員が責任を持って関わる必要があるのではないかと思うがどうかとの質疑に対し、現在、元請企業だけでも30社程度あ

るが、それぞれ原子力発電所をつくり、運営するための専門の技能を持っておられる。原子力発電所は、中国電力だけではとてもつくれない、運転できないものであり、発注側、受注側という、ビジネスの線引きは必要ではあるものの、原子力発電所をしっかりとつくって、安全な運転をしていくという、共有の思いを持つべく対応を進めているわけだが、なかなか至らぬ点があるかと思っている。一方、全ての責任は、当然中国電力が負っているので、単に任せるのではなくて、チェックをしていく必要があり、しっかりとした緊張感を持てるような仕組みを作っていく必要があると思っているとの答弁がありました。

また、今回の調査結果については、外部の第三者機関による評価を受けるとのことだが、こういう案件が出たら、やはり調査の段階から、ある面では外部の意見を入れていくということも少し考える必要があるのではないかと質疑に対し、調査に当たっては、中でだけではなくて客観的な目が必要だということは重々承知している。今後十分反映してまいりたいと思っているとの答弁がありました。

また、他の業務についても、この機会に問題があるかないか点検していただきたいと思うがどうかとの質疑に対し、保安規定にかかわるようなところはチェックして問題ないことを確認している。保安規定以外の業務は、数多くあり、特に現在、新しい規制対応での工事を進めていることから、6月3日の、原子力安全文化の日を契機に再度、まずは意識を徹底していくという対応としたいと考えているとの答弁がありました。

このほか、今回の件が土日、休日に集中している原因は何だと考えているか。問題があっても、上層部に声があげられないという、組織の風土を根本的に変えていかないと、いくら小手先で変えても改善はできないと思うがどうか。今回の件に対する中国電力としての責任の取り方は、どのようにする考えかなどの質疑に対し、それぞれ現在行っている根本原因分析で原因を明らかにし、この結果を見た上で、いろいろと検討したいとの答弁がありました。

2項目目として、「令和元年度第4四半期の保安検査の実施状況につ

いて」を議題とし、島根原子力発電所に対する国の保安検査の結果について、原子力規制庁から説明を受け、質疑を行いました。

原子力規制庁からは、令和元年度、第4四半期に行った保安検査の結果、島根原子力発電所において、サイトバンカ建物の巡視未実施についてと、固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備についての2件の保安規定違反があった。

サイトバンカ建物の巡視未実施については、巡視業務を協力会社に委託していた中国電力の、委託業務管理上の欠陥であることから、保安規定に違反するものの、今回の施設は、安全上重要な施設ではなく、また巡視をしていなかった期間が、土日、休日のごく一部であったことから、原子力安全に及ぼす影響の程度は、極めて小さいため、「監視」とされた。

固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備については、保安規定に基づき中国電力が定める巡視点検要領書には、巡視とは、運転員が原子炉施設の中のあらかじめ定められた経路を通行しながら、と記載されているものの、運転員による巡視がなされていなかったことから、保安規定に違反する。しかしながら、監視カメラでの確認とともに、保安規定に基づき中国電力が定める、放射性固体廃棄物、管理手順書に基づき、1週間に1回の現場巡視は実施しており、原子力安全に与える影響は、極めて低いものと認められることから「監視」とされたなどの説明がありました。

質疑では、主なものとして、今回の処分「監視」は、サイトバンカをちゃんと土日にも1日2回見ているかどうか だけを監視する処分なのか、総合的に様々な分野を監視されるものなのかとの質疑に対し、不適合案件については、当然これからも監視していくが、事業者が作成した是正処置、総合的な処置についても監視を続けていくということになるとの答弁がありました。

また、2つの処分が両方とも「監視」であるが、固体廃棄物貯蔵所については、規定と実態の齟齬であり、言うなれば過失だと思うが、サイトバンカはねつ造であり、故意である。なぜそれが同じ処分となるのか。処分を決めるときに、故意か過失かという判断基準はないのかとの質疑に対

し、旧制度においては、安全上に影響したかということが、判定の基準になっている。今回は、安全上には問題がなかったと考えられるということで、「違反」のレベルには該当せず、「監視」という結果となったものであるとの答弁がありました。

以上で、島根原子力発電対策特別委員会の報告を終わります。